

【障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金】複数サービス指定等にかかる支給単価の考え方

(令和8年1月23日時点)

区分	単価	備考(多機能型サービスの組み合わせ例等)
A 福祉型障害児入所施設	入所系①(入所定員)を支給	—
B 医療型障害児入所施設 と 療養介護	入所系①(入所定員)を支給 <u>(療養介護は算定しない)</u>	■医療型障害児入所(定員300名)と療養介護(定員300名)の施設の場合、全体で定員300名として一体的に実施しているため、300名規模の入所施設として支給
C 施設入所支援 と 通所系(者)	入所系②(入所定員)と通所系(通所定員)をそれぞれ支給	■施設入所支援(100名) と 生活介護(100名)
D 共同生活援助、又は短期入所(単独型)	入所系②(入居定員)を支給	—
E 本体施設と短期入所(併設型)	本体施設分(入所系②(C又はDにより計算))と短期入所分(併設型)(入所系②(入所定員))をそれぞれ支給 ※本体施設が障害福祉サービス以外であれば、短期入所分(併設型)(入所系②(入所定員))のみを支給	■施設入所支援(100名)と短期入所(10名) ■共同生活援助(50名)と短期入所(10名) ※介護福祉サービスと短期入所(10名)
F 通所系(者)単独	通所系(通所定員)を支給	—
G 通所系(児)単独	通所系(通所定員)を支給	—
H 通所系(者)と通所系(者)	通所系(通所定員)をそれぞれ支給	■就労継続支援A(B)型(10名)と就労移行支援(10名) ■生活介護と自立訓練(機能訓練・生活訓練)
I 通所系(者)と通所系(児)	通所系(通所定員)をそれぞれ支給	■就労継続支援A(B)型(10名)と放課後等デイサービス(10名)
J 通所系(児)と通所系(児)	通所系 <u>(多機能型定員)</u> を支給	■児童発達支援(10名)と放課後等デイサービス(10名)の施設の場合、全体で定員10名として一体的に実施しているため、10名規模の通所施設として支給
K 通所系(者)と通所系(児)と通所系(児)	通所系(通所定員)と通所系 <u>(多機能型定員)</u> をそれぞれ支給	■就労継続支援A型(10名)と児童発達支援(10名)と放課後等デイサービス(10名)
L 訪問系	訪問系(統一単価)を支給	—
M 訪問系 と 訪問系	訪問系(統一単価)を支給	■居宅介護 と 重度訪問介護 ■計画相談支援 と 障害児相談支援 と 地域移行支援 と 地域定着支援
N 訪問系以外のサービス と 訪問系	訪問系以外のサービス分と訪問系(統一単価)をそれぞれ支給	■放課後等デイサービス(10名) と 保育所等訪問支援
O 共生型(障害が共生型指定である場合)	介護でのみ算定(共生型が介護の場合は障害でのみ算定)	■訪問介護 と 居宅介護(共生型) ■通所介護 と 生活介護(共生型)